

大阪府「宿泊税」の新設について

1. 大阪府が宿泊税を新設する理由

大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、ホテル又は旅館の宿泊者に一定の税負担を求める法定外目的税として、宿泊税を新設する。

2. 宿泊税の概要

課税団体	大阪府
税目名	宿泊税（法定外目的税）
目的	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る
課税客体	大阪府域内に所在するホテル又は旅館（旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業に係る施設）への宿泊行為
課税標準	大阪府内のホテル又は旅館における宿泊数
納税義務者	大阪府内のホテル又は旅館における宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が 1万円以上1万5千円未満のもの 100円 1万5千円以上2万円未満のもの 200円 2万円以上のもの 300円
免税点	1万円未満の宿泊
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約1.7億円 （平年度）約10.9億円
徴税費用見込額	（初年度）約2.9億円 （平年度）約0.7億円
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

3. 同意要件との関係

宿泊税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

(1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税がある。

宿泊税は宿泊者の担税力に着目して宿泊数（宿泊行為）に課税するものであり、消費税は各取引段階で課される附加価値税の性質をもつものであって資産の譲渡等（役務の提供）に課税するものであることから、課税標準が同じであるとは言えない。

② 住民の負担

宿泊行為 1 回につき 100 円、200 円又は 300 円は宿泊料金の 1 % 程度であり、負担が著しく過重とは言えない。

(2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

宿泊税は、「大阪府域内に所在するホテル又は旅館への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

(3) (1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

関係する「国の経済施策」としては観光施策が考えられるが、100 円から 300 円までといった程度の負担では観光施策に影響を与えないため、宿泊税は「国の経済施策に照らして適当でない」とは言えない。

以上のことから、不同意要件には該当しない。

東京都宿泊税との比較

○ 主な相違点は税率。

課税団体	大阪府	東京都
税目名	宿泊税(法定外目的税)	宿泊税(法定外目的税)
目的	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る
課税客体	大阪府域内に所在するホテル又は旅館(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業に係る施設)への宿泊行為	東京都の域内に所在するホテル又は旅館(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項又は第三項の営業に係る施設)への宿泊行為
課税標準	大阪府内のホテル又は旅館における宿泊数	東京都の域内のホテル又は旅館における宿泊数
納税義務者	大阪府内のホテル又は旅館における宿泊者	東京都の域内のホテル又は旅館の宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・ 1万円以上1万5千円未満・・・100円 ・ 1万5千円以上2万円未満・・・200円 ・ 2万円以上 …… 300円	一人一泊について、宿泊料金が ・ 1万円以上1万5千円未満・・・100円 ・ 1万5千円以上 ……200円
免税点	1万円未満の宿泊	1万円未満の宿泊
収入見込額	約10.9億円	約20.7億円(平成27年度決算)
特別徴収義務者	ホテル又は旅館に係る旅館業法第三条第一項の許可を受けた者	ホテル等の経営者
課税を行う期間	条例施行後5年を目途に見直し規定あり	条例施行後5年を目途に見直し規定あり

法定外税について

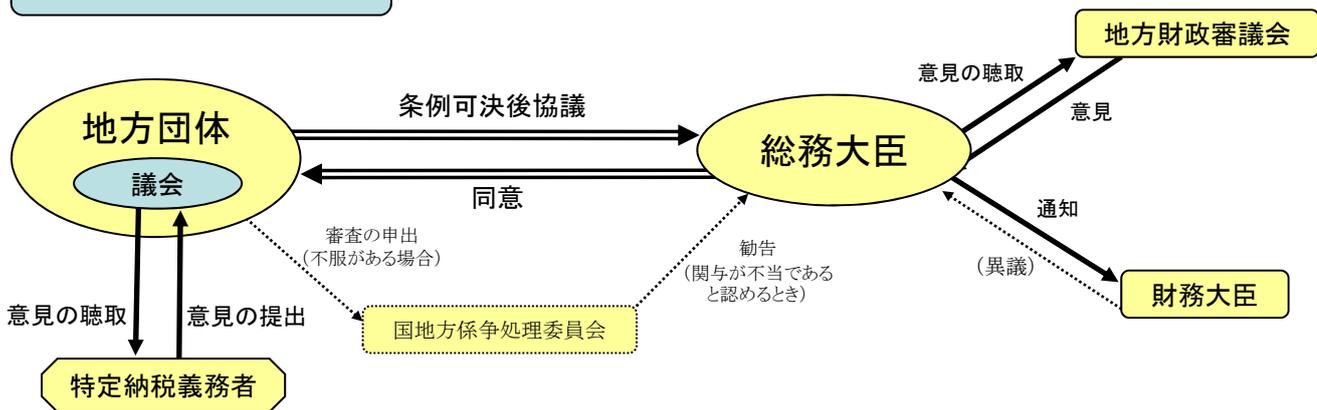
1 法定外税

地方団体は地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを「法定外税」という。

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

2 新設等の手続



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

「特定納税義務者」

法定外税の納税額が、全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれる者として、次の2つの要件をどちらも満たすと見込まれる者

- ① 条例施行後5年間の合計で、当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える見込みがあること
- ② 当該納税義務者に係る納税額が、その法定外税の納税額総額の1/10を超える年が、条例施行後5年間のうち3年以上あると見込まれること

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（道府県が課することができる税目）

第四条（略）

2～5（略）

6 道府県は、前二項に規定するものを除くほか、別に税目を起して、目的税を課することができる。

（法定外目的税の新設変更）

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更（法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えるの見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十二条 総務大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（総務大臣の同意）

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（法定外目的税の非課税の範囲）

第七百三十三条の二 地方団体は、次に掲げるものに対しては、法定外目的税を課することができない。

- 一 当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- 二 当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入
- 三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの